

# 景観重要建造物と景観重要樹木 ～指定及び管理のガイド～



※写真は景観重要樹木のイメージです。

南知多町 まちなみ環境課

## 目 次

1	景観重要建造物・景観重要樹木とは .....	P. 3
2	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針と基準 .....	P. 4
	(1) 景観重要建造物の指定の方針の概要	
	・景観重要建造物の指定の方針	
	・景観重要建造物の指定の基準	
	(2) 景観重要樹木の指定の方針と基準	
	・景観重要樹木の指定の方針	
	・景観重要樹木の指定の基準	
	・建造物の保存制度の概要について	
3	指定の候補となるには .....	P. 8
4	指定に伴う支援と制約 .....	P. 9
	(1) 支援（メリット）について	
	①景観重要建造物の場合	
	②景観重要樹木の場合	
	(2) 制約（デメリット）について	
	①景観重要建造物の場合	
	②景観重要樹木の場合	
	(3) 指定の解除事由について（景観重要建造物及び景観重要樹木 共通）	
5	管理の方法の基準 .....	P. 10
	(1) 景観重要建造物の管理の方法の基準	
	(2) 景観重要樹木の管理の方法の基準	
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定までの流れ .....	P. 12
7	景観重要建造物及び景観重要樹木関係法令 .....	P. 13
8	申請書様式集 .....	P. 21
	・景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第1号）	
	・景観重要建造物（樹木）指定同意提案書（様式第2号）	

## 1 景観重要建造物・景観重要樹木とは

わたしたちが暮らす南知多町内には、人々に愛され大切に守られてきた建築物や、歴史を後世に伝える工作物、地域のシンボルとなっているような樹木といった特徴や個性、特色のある地域資源が少なからず存在しています。しかし、こうした地域資源については、一部の人にはその存在が知られていない、町民の皆さんであっても生活の一部としてそれらを見るにつけ、その魅力を十分に認識されていないこともあって、地域力の向上のための活用や観光資源としてもまだまだ理解や活用がされていないのが現状です。

このような地域資源については、地域で生活する人たちにとっては極々当たり前の存在であるが故に、時間の経過とともにいつしか失われてしまう可能性すらあります。その中には文化財等に指定され、地域の魅力向上に寄与しているものも少なからず存在していますが、例え文化財等に指定がされていなくても、皆さんにとって次世代につなげていきたい、大切だと思える地域資源はまだまだ町内には多く存在しているかと思えます。

このような皆さんにとって大切な地域資源を、これから多くの人たちに知ってもらうことで、まちの財産として町民みんなで共有することができれば、地域への愛着を生みだし、地域のかげがえのない宝として長く後世に引き継ぐことができ、更には地域資源を通じた住人同士の新たな交流も生まれる可能性もあります。

令和7年4月に施行された南知多町まちなみ景観条例に定める景観重要建造物と景観重要樹木の指定とは、まだまだ認知されていない皆さんだけが知っている景観的に特徴を持った地域資源であって、南知多町の良好な景観づくりにとって重要な存在となっている、今後なりうるであろうものを、景観法に基づき町長が指定をすることで、その維持、保全及び継承を図るための制度となります。

この制度によって指定された景観重要建造物と景観重要樹木は、外観や見た目が優れており、周囲の景観を特徴づけているものや、地域の人たちから大切に守られ愛されているものであれば指定することができます。南知多町では誇りに思えるような地域資源をみなさんとともに見つけ、指定を目指すとともに町広報紙や町公式ホームページなどで公表することによって、まずはその魅力を広く発信して行きたいと考えています。

## 2 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針と基準

景観法施行規則第6条及び第11条の基準を満たし、景観計画区域において、良好な外観をもつ建造物（建築物及び工作物）や樹木について、景観行政団体の許可なく、除却や伐採、外観の変更が行なわれずに、適正に保全されることが必要なものについて、以下の指定の方針に基づき、景観重要建造物、若しくは景観重要樹木として指定し、保全を図ります（ただし、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別施設天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されたものは適用除外とします）。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針の概要

本町の歴史や文化の一端を表現する建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たします。

景観重要建造物は、歴史的又は文化的価値の高さを問うばかりのものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や、町民に親しまれ、愛されている建造物など、その外観が地域の景観形成において重要である建造物で要件を満たしたものを指定の対象とします。

景観計画区域のうち、町民に親しまれている建造物の外観において、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもののうち、以下に示す項目に該当する建造物については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要建造物としての指定を行うこととします。

#### ・景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、町長が行うものとします。

指定方針1：町内の建造物で、歴史的な価値のあるもの、地域で親しまれているもの、優れたデザインのもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として活かすため指定します。

指定方針2：比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします（国宝や重要文化財等の文化財保護法により指定されたものには適用しません。）。

指定方針3：景観重要建造物に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

### ・景観重要建造物の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

省令基準1：地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

省令基準2：道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定基準1：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準2：文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物ではないこと。

指定基準3：次のいずれかの視点により南知多町の景観を特徴づける建造物であること。

○景観計画に基づく本町の景観形成に大きく寄与する建造物であること。

○外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物であること。

○地域住民に親しまれる等、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物であること。

○周辺景観の核として、良好な町並みの雰囲気を醸し出している建造物であること。

○周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボリックな存在となっている建造物であること。

○優れたデザインからなり、建築的価値をもつ建造物であること。

○地域の歴史や文化、生活などの視点からみて、その特性が地域を象徴する建造物であること

○長い時間をかけて町民に親しまれ愛され、大切に活用されている建造物であること。

### (2) 景観重要樹木の指定の方針と基準

景観計画区域のうち、町民に親しまれている樹木において、十分な樹高があり樹幹が太く、健康な状態を維持している樹木もしくは樹木の集団で、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもののうち、以下に示す項目に該当する樹木については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要樹木としての指定を行うこととします。

#### ・景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、町長が行うものとします。

指定方針1：町内の樹木で、地域の風景の一部として住民に親しまれているもの、樹容が景観上特に優れているもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として保全し、後世に伝えていくため指定します。

指定方針2：学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします。

指定方針3：景観重要樹木に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

#### ・景観重要樹木の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

省令基準1：地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

省令基準2：道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定基準1：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準2：文化財保護法により、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定され、または、仮指定されたものでないこと。

指定基準3：次のいずれかの視点により南知多町の景観を特徴づける樹木であること。

○樹容（樹木の外観の姿）が景観上の特徴を有する樹木であること。

○周辺地域の良好な景観を特徴づけ、地域の目印やシンボリックな存在として地域住民に親しまれている樹木であること。

○樹高や樹形による姿が特徴的で、地域の良好な景観の形成に寄与する樹木であること。

○長い時間をかけて町民に親しまれ愛され、大切にされてきた樹木であること。

【建造物の保存制度の概要について】

名称〈根拠法〉	制度概要
本 計 画 の 対 象 制 度  景観重要建造物 〈景観法〉	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であって、次の基準に該当するものを、計画に定めた指定方針に即し、景観行政団体（地方公共団体）の長が指定 ○地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの ○道路その他の公共の場所から公衆により容易に望見されるもの
他 法 令 に よ る 制 度  国宝・重要文化財 〈文化財保護法〉	重要文化財：次のいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるものを、文部科学大臣が指定 ○意匠的に優秀なもの ○技術的に優秀なもの ○歴史的価値の高いもの ○学術的価値の高いもの ○流派的又は地方的特色において顕著なもの 国宝：重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いものを、文部科学大臣が指定
登録有形文化財 〈文化財保護法〉	原則として建設後50年を経過しており、次のいずれかに該当するものを、文部科学大臣が登録 ○国土の歴史的景観に寄与しているもの ○造形の規範となっているもの ○再現することが容易でないもの
重要伝統的建造物 群保存地区 〈文化財保護法〉	市町村が定めた伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、次のいずれかに該当する、我が国にとって特に価値の高いものを、市町村の申出に基づき、文部科学大臣が選定 ○伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの ○伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの ○伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保存を図る地区として、都市計画区域においては、地域地区の一つとして都市計画に定める。

### 3 指定の候補となるには

景観重要建造物および景観重要樹木の候補とするには、次の2つのケースがあります。

1つ目は、所有者等から提案するケースです。これは、建造物や樹木の所有者等が、良好な景観の形成に重要であって、その基準に該当する建造物や樹木がある場合に、町長に対して指定の提案を行うものです。

所有者等から提案する場合は、あらかじめ所有者全員の同意を得ていただき、景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第1号）に必要な書類を揃えた上で、町長に対し提案書の提出が必要となります。

2つ目は、南知多町が地域に存在する建造物や樹木を、良好な景観の形成に重要であると判断した場合です。この場合、町から所有者に対して指定の相談をさせていただく場合があります。

いずれの場合についても、先の「2 景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針と基準」に適合している必要があります。

◎ 提案には次の書類が必要です。

- ① 住所、氏名、建造物の名称または樹木の名称等を記載した書類：  
景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第1号）
- ② 付近見取図 縮尺1/2,500
- ③ 道路等から撮影した建造物または樹木の写真
- ④ 所有者が複数の場合は、その全員の合意を得たことを証する書類：  
景観重要建造物（樹木）指定同意提案書（様式第2号）
- ⑤ 建物等の登記事項証明書（未登記の場合は、権利関係を証する書類）

#### 4 指定に伴う支援と制約

指定を受けた建造物および樹木については、地域の良好な景観形成において重要な核となるため、その維持、保全および継承を目的として次のような支援を用意しています。また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を推進するため、指定に伴い所有する建造物や樹木に一定の制約が掛かることとなりますが、指定推進に向けてみなさまのご協力をお願いいたします。

##### (1) 支援（メリット）について

###### ①景観重要建造物の場合

###### ア 適正な管理に対する技術的助言

建築物等の管理を行う行為に対して、維持管理、修理又は外観修景に係る専門的な助言を受けることができます。

###### イ 経費の助成

外観の管理に要する経費の一部について助成を受けることができます。

###### ウ 相続税の優遇措置

建造物とその敷地が法的制限を受けるため、相続税が適正な水準に評価されます。（評価額の30%控除）

###### エ 建築基準法の規制の緩和の検討

建造物の良好な景観を保全するために必要な範囲で、建築基準法の制限の適用除外や緩和を検討できます。

###### ②景観重要樹木の場合

###### ア 適正な管理に対する技術的助言

樹木の管理を行う行為に対して、維持管理に係る技術的助言を求めることができます。

###### イ 経費の助成

管理に要する経費の一部について助成（補助金）を受けることができます。

##### (2) 制約（デメリット）について

###### ①景観重要建造物の場合

###### ア 現状変更の規制

建造物の増築や修繕などの外観を変更するような行為については、南知多町長の許可が必要になります。ただし、通常管理行為や軽易な行為、非常災害のために必要な応急措置などは、許可を必要としません。

###### イ 所有者等の適正な管理義務

所有者や管理者は、その良好な景観が損なわれないように、建造物を適切に管理しなければなりません。

#### ウ 指定の解除の制限

文化財保護法の重要文化財等に指定された場合、又は滅失毀損その他の事由により指定を行った理由が消滅した場合を除き、一度指定されると所有者等の意向による指定の解除が出来なくなります。

#### ②景観重要樹木の場合

##### ア 現状変更の規制

樹木の伐採または移植する場合は、町長の許可が必要となります。ただし、通常管理するための軽易な行為や非常災害のための応急措置などは許可を必要としません。

##### イ 所有者等の適正な管理義務

所有者や管理者は、その良好な景観が損なわれないように、樹木を適切に管理しなければなりません。

#### ウ 指定の解除の制限

指定を受けた樹木が、文化財保護法の規定による特別史跡名勝天然記念物等に指定された場合、又は滅失枯死その他の事由により指定を行った理由が消滅した場合等を除き、指定は解除されません。

### (3) 指定の解除事由について（景観重要建造物及び景観重要樹木 共通）

ア 文化財保護法の規定による国宝等に指定されたとき。

イ 滅失、毀損、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したとき。

ウ 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

## 5 管理の方法の基準

指定を受けた建造物又は樹木の所有者等には、その良好な景観が損なわれないよう適切な管理をするため、次の管理方法の基準を守っていただく必要があります。

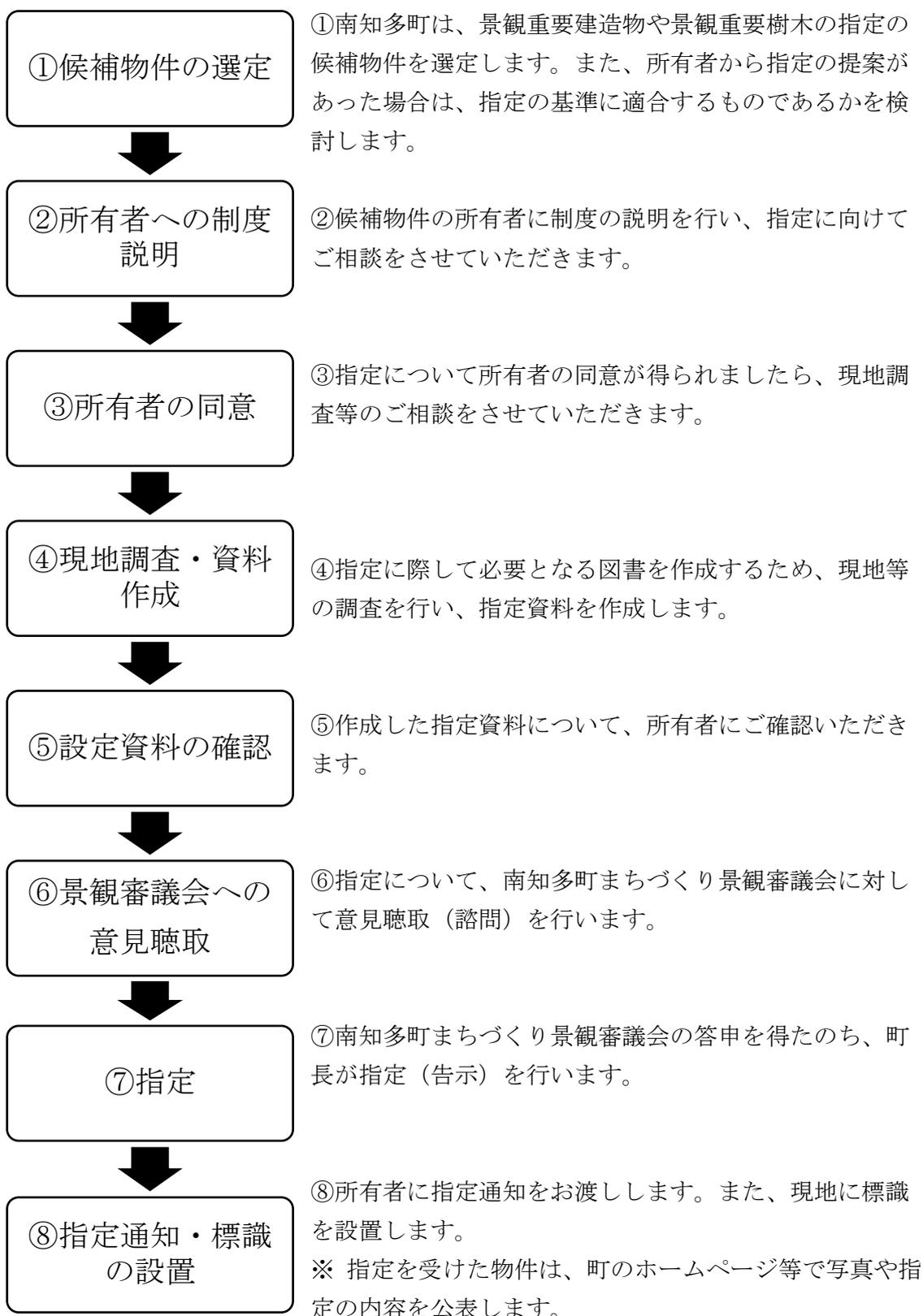
### (1) 景観重要建造物の管理の方法の基準

- ① 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- ② 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- ③ 景観重要建造物の消失を防ぐため、その敷地、構造または建築設備の状況を定期的に点検すること。
- ④ 上記のほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

## (2) 景観重要樹木の管理の方法の基準

- ① 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せんだいその他の必要な管理を行うこと。
- ② 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- ③ 上記のほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な措置を講ずること。

## 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定までの流れ



## 7 景観重要建造物及び景観重要樹木関係法令

◎参考資料：景観法（抜粋）

### （景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

（略）

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（略）

(3) 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

（以下略）

### 第3節 景観重要建造物等

#### 第1款 景観重要建造物の指定等

### （景観重要建造物の指定）

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第204号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

### （景観重要建造物の指定の提案）

第20条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第1の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第5節において

「景観整備機構」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前2項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第1項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

#### (指定の通知等)

第21条 景観行政団体の長は、第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

#### (現状変更の規制)

第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

#### (原状回復命令等)

第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、

当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

#### **（損失の補償）**

第24条 景観行政団体は、第22条第1項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第119号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

#### **（景観重要建造物の所有者の管理義務等）**

第25条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

#### **（管理に関する命令又は勧告）**

第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従っ

て適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

#### **(指定の解除)**

第27条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第21条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

### 第2款 景観重要樹木の指定等

#### **(景観重要樹木の指定)**

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

#### **(景観重要樹木の指定の提案)**

第29条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第1項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第1項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条

第1項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

#### **(指定の通知等)**

第30条 景観行政団体の長は、第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

#### **(現状変更の規制)**

第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

#### **(原状回復命令等についての準用)**

第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第24条の規定は、前条第1項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

#### **(景観重要樹木の所有者の管理義務等)**

第33条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

#### **(管理に関する命令又は勧告)**

第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

### (指定の解除)

- 第35条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- 2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第30条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

### 第3款 管理協定

#### (管理協定の締結等)

- 第36条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。第42条第1項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。
- (1) 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）
- (2) 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
- (3) 管理協定の有効期間
- (4) 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- (1) 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
- (2) 前項第2号から第4号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。
- 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

#### (管理協定の縦覧等)

- 第37条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第3の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

#### (管理協定の認可)

第38条 景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

#### (管理協定の公告)

第39条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

#### (管理協定の変更)

第40条 第36条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

#### (管理協定の効力)

第41条 第39条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

#### (緑地保全・緑化推進法人の業務の特例)

第42条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第81条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人であって同法第82条第1号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地保全・緑化推進法人」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、都市緑地法第83条中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務又は景観法第42条第1項に規定する業務」とする。
- 3 第36条第2項及び第3項並びに第37条から前条までの規定は、前2項の規定により緑地保全・緑化推進法人が業務を行う場合について準用する。

#### ■参考資料：景観法施行規則（抜粋）

#### (景観重要建造物の指定の基準)

第6条 法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

**(景観重要樹木の指定の基準)**

第11条 法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第1号）

様式第1号

景観重要建造物（樹木）指定提案書

年 月 日

（あて先）南知多町長

提案者 住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第20条第1項及び第2項又は第29条第1項及び第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて提案します。

建造物の名称 (樹木の名称)		
所 在 地	知多郡南知多町大字	
所有者等の同意		
提 案 理 由		
備 考		※受付

◆提案には、本申請書以外に次の書類の添付が必要です。

○付近見取図 縮尺1/2,500

○道路等から撮影した建造物または樹木の写真

○所有者が複数の場合は、その全員の合意を得たことを証する書類

○建物等の登記事項証明書（未登記の場合は、権利関係を証する書類）

○備考用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

景観重要建造物（樹木）指定同意提案書（様式第2号）

様式第2号

景観重要建造物（樹木）指定同意提案書

年 月 日

（あて先）南知多町長

提案者 住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

〔法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法 第20条第1項  
第20条第2項  
第29条第1項  
第29条第2項 の規定による 景観重要建造物  
景観重要樹木 の指定の

に同意します。

建造物の名称 (樹木の名称)		
所在地	知多郡南知多町	
所有者	住所	氏名
		印
		印
		印
		印
		印
		印
備考		